

感染性廃棄物を 適正に処理するために

医療関係機関等の皆様へ



目 黒 区

(令和 7 年 3 月版)

はじめに

このパンフレットは5章で構成されています。第1章では、廃棄物処理の原則や廃棄物の分類について、特に医療機関から発生する廃棄物が感染性廃棄物に当たるかどうかの判断基準についても記載しています。廃棄物は種類によって扱い方が異なりますので、施設内で発生する廃棄物がどこに分類されるかを把握してください。第2章は医療機関で発生した廃棄物を区の収集に出す方を対象にしています。区の収集は家庭ごみや一定規模以下の事業者を対象としています。多くは路上の集積所などから収集するため、医療廃棄物を専門に収集する業者のような装備・設備はありません。収集作業中に医療廃棄物の入った容器が破裂し、注射針などが飛散する事故も発生していますので、よくご覧になって決められた排出方法に従ってごみを出してください。

医療廃棄物を施設内で自ら処理する方は、第3章をご覧になってください。感染性廃棄物は保管についても法令等で基準が定められていますので、診察室など、患者の方が接触する場所での保管は禁止されています。基準を満たすよう適切に保管・処理をしてください。

廃棄物処理を許可業者に委託する方は第4章の契約書とマニフェストをご覧ください。法令により産業廃棄物の処理委託契約は書面によることとされています。また、排出者には許可業者に廃棄物を引き渡した後も、管理票（マニフェスト）で最終処分までを確認することが義務づけられています。

第5章では、廃棄物をめぐる先進的な取組として、排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度、医療廃棄物の個別追跡管理システムを紹介しています。

なお、東京都環境局では感染事故防止のために、医療機関の管理者の方に医師等の資格を持った方の中から「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置していただいています。全ての医療機関で設置をお願いしていますので、ご協力をお願いします。

不明な点は、下記を参考にお問い合わせください。

＜医療廃棄物処理申請や目黒区のごみ収集に関すること＞

目黒区清掃事務所 電話 03-3719-5345

目黒区清掃リサイクル課 電話 03-5722-9572

＜医療廃棄物の清掃工場等への持ち込みに関すること＞

東京二十三区清掃一部事務組合

搬入承認・手数料係 電話 03-6238-0829

＜特別管理産業廃棄物管理責任者の設置その他産業廃棄物に関すること＞

東京都環境局 産業廃棄物対策課 電話 03-5388-3586

＜廃棄物処理法及び感染性廃棄物処理マニュアルに関すること＞

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 電話 03-3581-3351（代表）

目 次

第 1 章	廃棄物処理の原則と廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	Ⅰ 廃棄物の適正処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	Ⅱ なぜ排出事業者責任なのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	Ⅲ 廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 2 章	目黒区に医療廃棄物の収集・運搬依頼を行う医療関係機関の皆様へ・・	11
	滅菌又は消毒に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・	13
第 3 章	廃棄物の管理・保管・処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	Ⅰ 事務編・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	Ⅱ 保管編・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	Ⅲ 処理編・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第 4 章	契約書とマニフェスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	Ⅰ 許可業者を選ぶ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	Ⅱ 契約を書面で行う・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	Ⅲ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する・・・・・・・・	24
第 5 章	廃棄物をめぐる先進的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

<略語>

- * 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- * 令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）
- * 規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚令第 35 号）
- * マニュアル：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
（令和 5 年 5 月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）
URL： <https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>

第1章 廃棄物処理の原則と廃棄物の分類

I 廃棄物の適正処理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」又は「廃棄物処理法」という。）により、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、特別管理廃棄物として処理するものとされています。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。これは「**排出事業者責任**」と呼ばれるものです。医療関係機関等におきましては、医療行為等に伴って排出される廃棄物を適正に処理していただく必要があります。

国（環境省）も度重なる法改正において「排出事業者責任」を強化してきており、悪質な医療機関においては廃棄物処理法違反で刑事責任を問われるケースも想定されてきています。

事件の例としては、医師が注射針などの感染性廃棄物を一般ごみとして捨てたとして、廃棄物処理法違反に問われるケースや、感染性廃棄物の処分を委託契約する際に、無許可業者であったにもかかわらず、都知事の許可を得ているかの確認を怠ったために、業者が違法な処分を行い、医師及び処分業者が廃棄物処理法委託基準違反に問われるケースがありました。

また、廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症の拡大への経験等を生かし、更なる感染拡大やその他の感染症の感染拡大に備えるため、令和5年5月に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が改訂されました。

そうした状況下、このパンフレットは、医療関係機関等から排出される廃棄物、とりわけ特別管理廃棄物に位置づけられる感染性廃棄物の具体的な取扱いについて、十分に御理解いただくために作成したものです。

医療関係機関等の皆様は、このパンフレットを参考にして廃棄物の適正処理に向けた取組をお願いします。

II なぜ排出事業者責任なのか

廃棄物（特に産業廃棄物）の処理は、なぜ排出事業者責任なのでしょう。

通常の商取引では所有権がうつるとその時点で責任はなくなります。しかし、廃棄物は最終処分終了まで注意義務が発生し、不法投棄などの不適正処理が起こった際に懲役や罰金といった厳しい罰が科せられる可能性があります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（法第3条第1項）

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」（法第11条第1項）

これらは、「排出者責任の原則」と呼ばれています。廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。（出典：環境省平成13年版循環型社会白書）

すなわち、廃棄物は環境に負荷を与えているので、その廃棄物を出した者が、きちんと処理しなければならない、という考え方です。

「汚染者負担の原則」とは、公害防止のための費用負担のあり方についての考え方です。1972年にOECD環境指針原則勧告の中で示された原則です。その意味は、「希少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、ゆがみを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則です。この原則は、汚染者が需要可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施することに伴う費用を負担すべきであるということ」です。環境を守るための費用を、環境に負荷を与えるものが負うべきだ、ということです。（出典：環境省平成13年版循環型社会白書）

事業者が処理しなければならないというのは、必ずしも事業者が自分自身ですべての発生した廃棄物を処理しなければならないことではなく、適正に処理する能力を持つ他の者に処理を委託することも含め、その発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味しています。

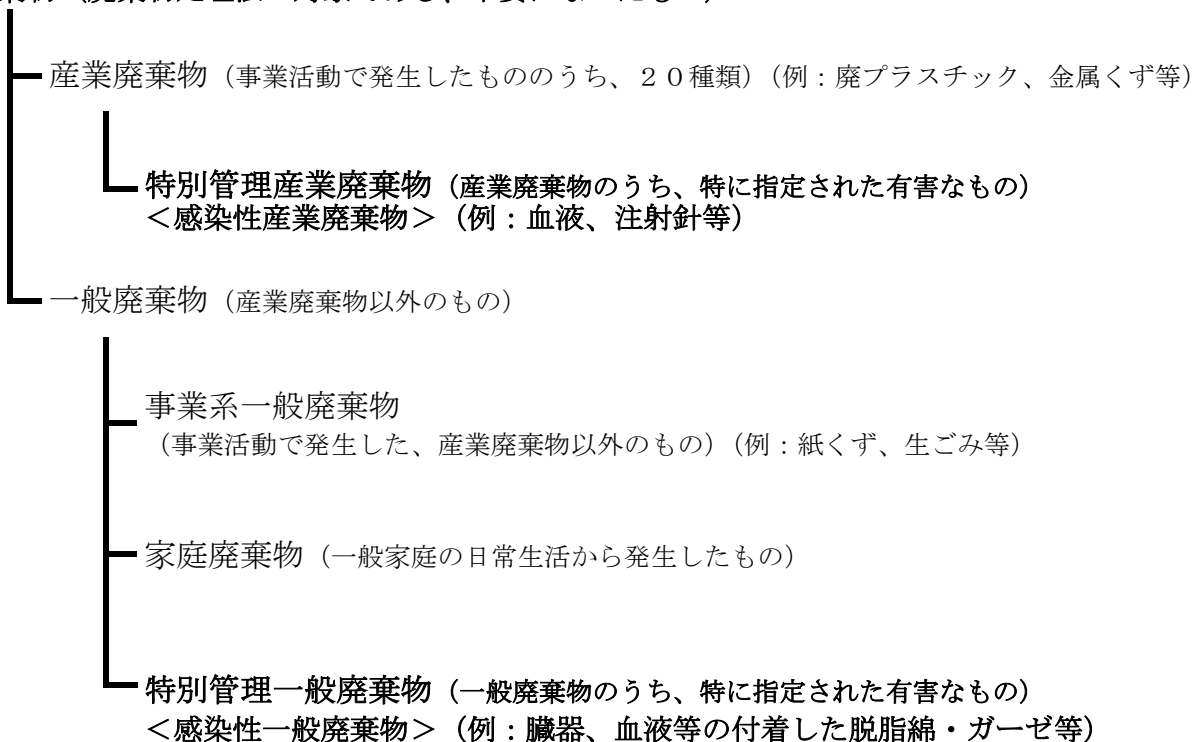
またその場合、産業廃棄物の発生から最終処分の終了まで、処理が適正に行われるよう必要なあらゆる措置を講じるよう努めなければならない（法第12条第7項）とされ、注意義務を負うことが明らかにされています。この規定に違反し、注意義務を怠ると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令の対象となることもあります。（法第19条の6）

このように、廃棄物処理法はとても厳しい法律です。とりわけ感染の危険を伴う感染性廃棄物は不適正な処理が行われると、重大な問題になります。次章から、適正に処理するための対応をみていくことにしましょう。

Ⅲ 廃棄物の分類

このパンフレットで説明する「廃棄物」は、以下の分類となっており、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の大きく二つに分類されます。また、「感染性廃棄物」とはそのうち特に指定された有害なもの、「特別管理（産業・一般）廃棄物」に該当し、「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」に分かれます。

廃棄物（廃棄物処理法の対象である、不要になったもの）



1 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等で医療行為に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。

「在宅医療廃棄物」※は、家庭から排出される廃棄物に分類されることになります。

なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年6月10日法律第167号）の規制を受けます。販売元と相談の上、処理してください。

※家庭から出る医療廃棄物（在宅医療廃棄物）は、一般ごみとして回収できます。薬局や病院から提供された医療品を家庭で使った場合も同様です。ただし注射器や注射針、点滴用針等は、支給された医療関係機関に返却するか、薬局等に設置された回収ボックスに入れてください。

2 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。（令第1条第8号（別表第1の4）、令第2条の4第4項（別表第1の4、別表第2））

また、医療関係機関等以外から発生した同様の性質を持つ廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

3 医療関係機関等

- イ 病院
- ロ 診療所
- ハ 衛生検査所（臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項）
- ニ 介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項）
- ホ 介護医療院（介護保険法第8条第29項）
- ヘ その他環境省令で定めるもの
 - 1 助産所
 - 2 獣医療法第2条第2項に規定する診療施設
 - 3 国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの）
 - 4 大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの）
 - 5 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの）

4 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

病院や診療所等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

①感染性廃棄物

②非感染性廃棄物

（医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの）

③それ以外の廃棄物

（紙くず、生ごみ等、主に一般廃棄物）

感染性廃棄物になるかどうかは、8ページ、図2のフロー図をご覧ください。

（※特定薬品等、特別管理産業廃棄物に該当するものも別途ありますので、注意してください。）

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの、いずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いとなりますので、許可業者に委託し処理してください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても、感染性廃棄物と同等の取り扱いとなります。（図1参照）

5 紙おむつ・布おむつ

紙おむつ・布おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで①、②に該当するものは、感染性廃棄物になります。

①血液が付着したもの

②次のような特定の感染症患者が使用したもの

イ 指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症

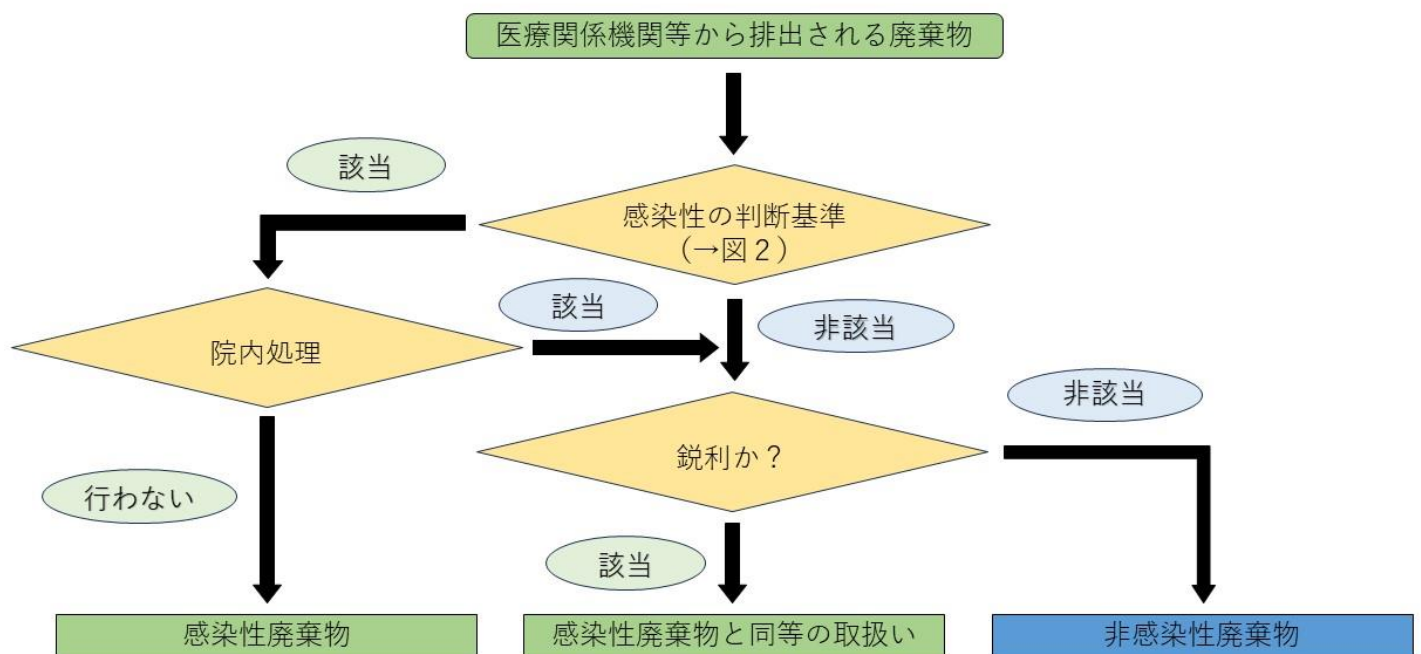
ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症

ハ 感染症法で四類及び五類の一部

※使用後の紙おむつの取り扱いについては、9ページの表をご覧ください。

血液等が付着していなければ、イ～ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物（事業系一般廃棄物）として区分されます。

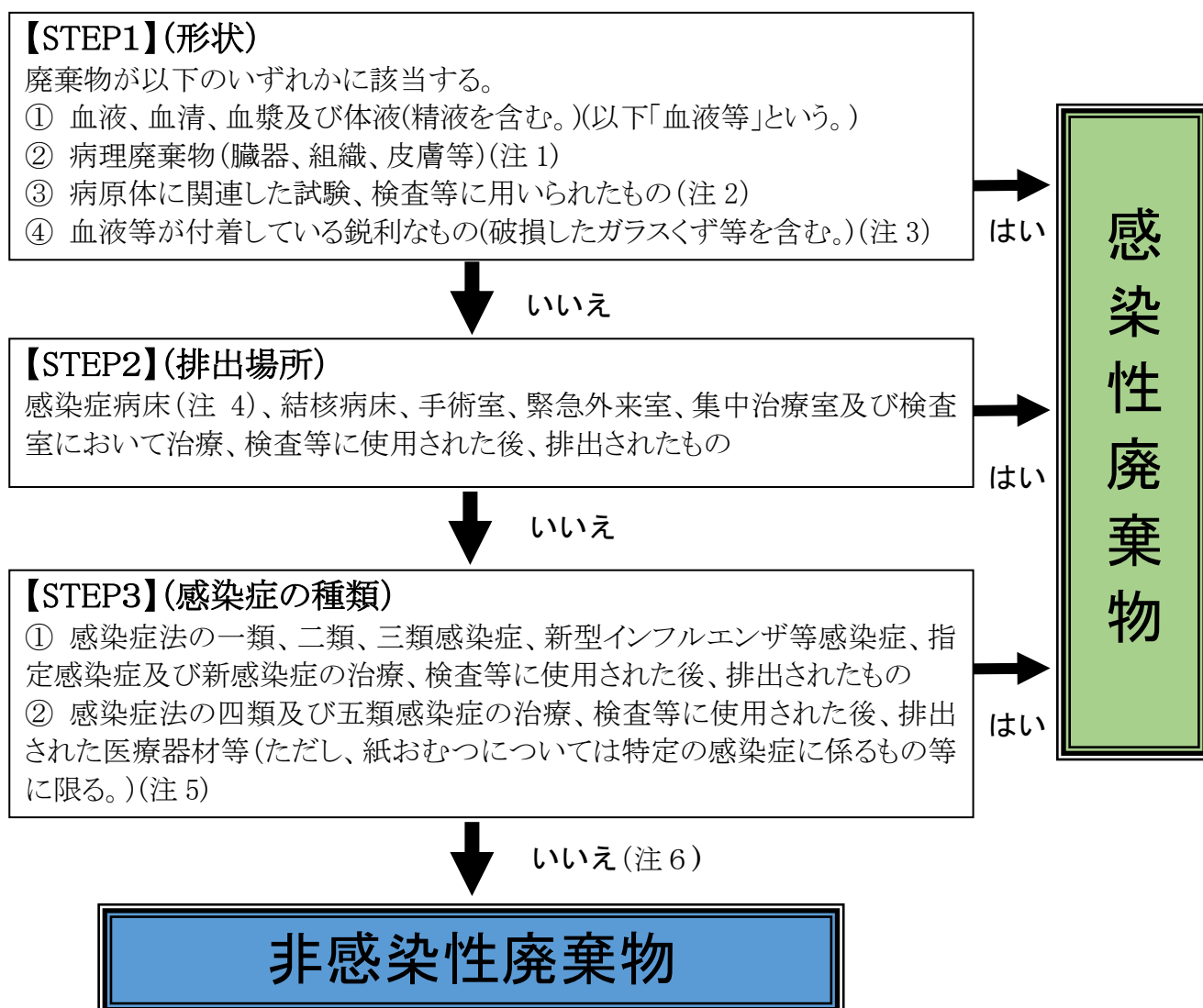
（図1）非感染性廃棄物の判断フロー図



非感染性廃棄物は、通常の産業廃棄物の分類ごとに出すことになります。医療機関の規模によっては、清掃事務所で収集することもできます。区の収集に出す場合は、清掃事務所の指示に従ってください。

(図 2)

感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン固定臓器等を含む。

(注2) 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1. 1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(参考1・1) 感染症ごとの紙おむつの取り扱い

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの 取り扱い (※1)(※2)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1、H7N9 であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E 型肝炎、A 型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q 熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症（※3）、再興型新型コロナウイルス感染症（※3）	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等 感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
新感染症		○	

※1 ○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物

※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

※3 紙おむつについては、患者の糞便において検出例があることから、引き続き感染性廃棄物として取り扱うこととする。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル より抜粋

(参考1・2)

輸血点滴セットについて

感染性廃棄物と
同等の取扱い

感染性廃棄物

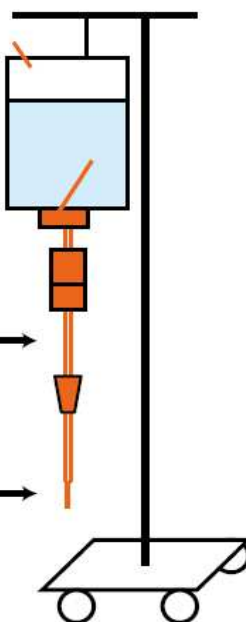
エアークン※

針※

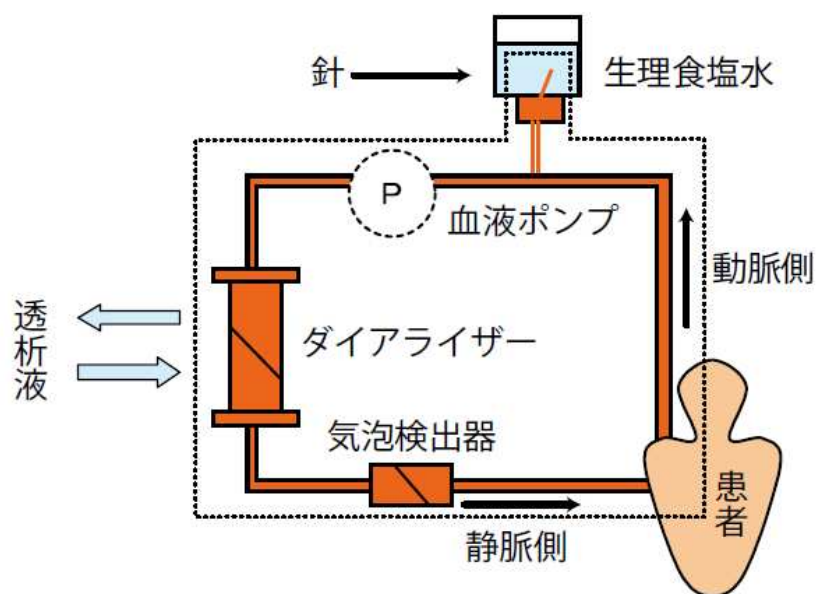
チューブ類

針※

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。



透析等回路について



- ・点線内が感染性廃棄物
- ・ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(出典) 東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために より抜粋

第2章 目黒区に医療廃棄物の収集・運搬依頼を行う医療関係機関の皆様へ

医療関係機関が事業活動に伴って生じた一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物（注）の処理を目黒区に依頼する場合は、事前に目黒区長に申請し、承認を得るとともに、以下の基準を遵守してください。

（注）一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物

産業廃棄物のうち、①ガラスくず及び陶磁器くず、②金属くず、③廃プラスチック等については、一定の基準を設け、一般廃棄物とあわせて処理することのできる産業廃棄物（あわせ産廃）として一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

1 目黒区に医療廃棄物の収集・運搬を依頼できる医療関係機関

- （１）常時勤務する従業員数が20人以下 若しくは
- （２）廃棄物の排出日量が平均50kg未満の医療関係機関
（衛生検査所、医療関係研究機関は対象になりません）

2 医療廃棄物を区の収集に出すための手続き

- （１）医療廃棄物処理申請書（15ページ）で清掃事務所へ申請してください。承認期間は2年間で、以後、2年ごとに申請が必要になります。年度途中で申請された場合は、承認期間が短縮されます。
- （２）「感染性廃棄物」は必ず滅菌処理し、袋や容器に入れ「滅菌処理済」識別シール（緑）を貼ってお出してください。
- （３）「非感染性廃棄物」は、医療廃棄物であっても感染性を持たないものです。滅菌処理済の廃棄物とは分けて別の袋や容器に入れ、「非感染性廃棄物」識別シール（青）を貼ってお出してください。
- （４）非医療廃棄物は、識別シールを貼る必要はありませんが、医院と併設する住居から発生する家庭ごみとは分けてお出してください。
- （５）医療関係機関から発生したごみは、いずれも事業系ごみとなります。容器や袋の容量に応じた事業系有料ごみ処理券を貼ってお出してください。
- （６）燃やすごみ・燃やさないごみ・資源に分別し、決められた収集曜日にお出してください。

《識別シール》

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出年月日

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

目黒区公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

URL：<https://www.city.meguro.tokyo.jp/seisou/kurashi/gomi/shoriirai.html>

※各医療機関で作成していただいたものでも構いません。

《識別シール販売店》

社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場

住所：東京都大田区大森西 2-2-26

電話：03-3762-7611

※料金については販売店へお問い合わせください。

3 目黒区で収集できる廃棄物

(1) 感染性廃棄物を法定された滅菌方法により、医療関係機関内で処理したもの

13ページの「滅菌又は消毒に当たって留意すべき事項」に従って施設内で処理し、「非感染性廃棄物」とした上で収集にお出してください。「感染性廃棄物」を施設内で処理できない場合は、感染性廃棄物処理の許可を持っている業者に処理を委託してください。

(2) 非感染性廃棄物

(3) 非医療廃棄物

待合室の新聞、雑誌、紙くず類

(4) 医院と併設する住居から発生する家庭系ごみ

※(3)の非医療廃棄物、(4)の家庭系ごみのみを出す場合は、申請は必要ありません。

4 目黒区で収集できる医療廃棄物の具体例

(1) 事業系一般廃棄物・・・ガーゼ、紙おむつ、脱脂綿等

※紙おむつは、汚物を取り除いてから排出してください。なお、感染症の種類によっては、滅菌処理が必要になります。詳しくは9ページをご覧ください。

(2) 産業廃棄物・・・金属くず、ガラスくず、廃プラスチック等

※感染性廃棄物は、滅菌処理し感染の危険がなくなったものに限りです。

※注射針などの鋭利なものは、法定の滅菌処理を行い、鋭利でない形状にしたものに限りです。

注1) プラマーク表示  のある容器包装及び、製品プラスチックのうち、注射剤・液剤・軟膏剤など、医薬品が付着しているものは、医薬品を洗浄等により除去した状態でも、燃やすごみで出してください。(資源回収には出さないでください。)

注2) 燃やすごみとして出せるものは、作用の緩和な医薬品の容器包装です。ワクチン類及び、作用の強い医薬品の容器包装を燃やすごみとして出す場合は滅菌処理が必要です。また、びん・缶の容器については燃やさないごみに分類されますが、同様の処理は必要となります。滅菌処理ができない場合は許可業者に廃棄を依頼してください。

注3) 錠剤やカプセル剤のような固形製剤のシート状容器包装及び、医薬品が直接触れていない外装部分の容器包装については、資源で回収できます。

5 目黒区で収集できない廃棄物

次のものは区の収集には出せませんので、許可を持った処理業者に委託して処理してください。

(1) 滅菌処理がされていない「感染性廃棄物」

(2) 鋭利なもの(注射針、メス、破損したガラス製品など)

※未使用のものや感染性を失わせたものであっても、「感染性廃棄物」と同等の取扱いになりますので、区では収集できません。

- (3) 液状、泥状の廃棄物（血液、レントゲン廃液、油類、薬品類）
- (4) 臓器類、組織標本
- (5) 施設内の備品類（業務用の机、棚類、医療機器など）
- (6) その他、中間処理施設で適正に処理できないと判断されるもの

6 滅菌等の処理確認

滅菌方法等の確認のため、法令に基づき滅菌処理機材若しくは、廃棄物を調査させていただく場合もあります。

7 廃棄物を直接施設に持ち込む場合

医療関係機関から発生する一般廃棄物を直接清掃工場等の処理施設へ持ち込む場合は、所定の様式に基づき、事前に目黒区清掃事務所（電話 03-3719-5345）への申請が必要です。なお、感染性廃棄物の持ち込みはできません。

滅菌又は消毒に当たって留意すべき事項

1 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）

高圧蒸気滅菌器を使用し、121℃以上の湿熱に20分以上作用させること。

適用範囲としては、廃血液等、血液等が付着した鋭利なもの、病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの、その他血液等が付着したもの、汚染物等が考えられる。

注) 1 温度計により器内の温度を確認すること。

2 大量の廃棄物を処分する場合は、すべての廃棄物が湿熱に十分触れない場合があるので留意すること。

3 容器、袋頭に廃棄物が入っている場合は、それらを開放し、湿熱に十分触れるようにすること。

4 腐敗しやすい廃棄物の場合、悪臭がすることがあるので留意すること。

5 所要時間が経過したら、加熱をやめ、排気口をわずかに開いて器内の水蒸気を徐々に出すこと。

6 液体の滅菌に際しては、急激に水蒸気を排出させると内容物が沸騰することがあるので注意すること。

2 煮沸

15分以上煮沸すること。

適用範囲としては、血液等が付着した鋭利なもの、その他血液等が付着したもの、汚染物等が考えられる。

注) 1 温度計により温度を確認すること。

2 大量の廃棄物を煮沸する場合、温度が低下することがあるので、留意すること。

3 この方法は、少量の廃棄物を診療等の内部で処分するのに適した方法であるが、処分業者が実施することは、安全性等の面から認められない。

3 乾熱滅菌

乾熱滅菌器を使用し、180℃で30分以上作用させること。

適用範囲としては、高圧蒸気滅菌と同様に考えられる。

注) 1 加熱し過ぎないようにすること。

2 乾熱によりプラスチックを溶融・固形化する処理も含まれるが、金属等の鋭利なもの

が含まれる場合、それらのものが突出しないよう注意すること。

- 3 設置する場合は、側壁から少なくとも5cm以上離すとともに、設置場所の近くには燃えやすいものを置かないこと。
- 4 あまり多量のものを詰め込まないこと。又、通常以外のものを一度に処理する場合は、200℃で1時間以上作用させること。
- 5 急激に冷却すると、廃棄物の損傷が起こることがあるので、注意すること。
- 6 ガスを使用する場合、風等により火が消えることを防ぐこと。

4 化学的消毒方法

(1) 次亜塩素酸剤

遊離塩素1,000ppm以上の水溶液中に60分間以上浸すこと。

適用範囲としては、病理廃棄物以外のものが考えられるが、ダイアライザーのように内部まで消毒することが難しいものもあるので、注意が必要である。

- 注) 1 血液等又は布類等が含まれると、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。なお、血液等又は布類等を消毒する場合は、遊離塩素1,500～2,000ppm以上の濃度を使用すること。又、血液等が付着している場合、十分な水により洗い落とす必要がある。
- 2 使用時に調整を行い、連続で使用しないこと。

(2) グルタルアルデヒド

2%グルタルアルデヒド液に60分間以上浸すこと。

適用範囲としては、(1)と同様と考えられる。

- 注) 1 使用時に調整を行い、連続で使用しないこと。
- 2 消毒に当たっては蓋付きの容器を使用するなど、蒸気を吸い込まないように注意すること。

医療廃棄物処理申請書

年 月 日

目黒区長あて

申請者	医療機関名	
	管 理 者	
	所 在 地	
	電 話	()

一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。

申 請 欄	管 理 責 任 者	職 氏名			
	業 態 及 び 規 模	☐ 病院 ☐ 診療所（一般・歯科） ☐ 老人保健施設 ☐ 助産所 ☐ 動物診療施設 （従業員数 名） （病床数 床）			
	申請する廃棄物の種類及び日量	種 類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		可 燃 ご み	k g	k g	k g
		不 燃 ご み	k g	k g	k g
		資 源	k g	k g	k g
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	☐ 焼却 ☐ 溶融 ☐ オートクレーブ ☐ 乾熱滅菌 ☐ 煮沸 ☐ その他感染性病原体に有効な方法（ ）			
	保管場所の有無	☐ 有 ☐ 無			
	排 出 場 所	☐ 専用の保管場所 ☐ 近所の集積所 ☐ その他（ ）			
	遵 守 事 項	☐ 東京 2 3 区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ☐ 感染性廃棄物（業者委託分）と非感染性廃棄物は区分して排出します。 ☐ 排出する感染性廃棄物（滅菌処理済）と非感染性廃棄物には識別ステッカーを貼ります。			
医師会入会の有無	☐ 有 ☐ 無				
※ 参 考 欄	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計
		一般廃棄物	k g	k g	k g
		産業廃棄物	k g	k g	k g
	収集運搬を委託している業者名	業 者 名			
		許 可 番 号	号		
	処分を委託している業者名	業 者 名			
許 可 番 号		号			
備 考	※ 参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。				

申請書は目黒区公式ウェブサイトダウンロードすることができます。

URL : <https://www.city.meguro.tokyo.jp/seisou/kurashi/gomi/shoriirai.html>

記入例

※すべての医療廃棄物を業者委託しているところは、提出の必要はありません。

医療廃棄物処理申請書

年 月 日

目黒区長あて

申請者	医療機関名	△□医院
	管 理 者	目黒 太郎
	所 在 地	目黒区〇〇町1-1-1
	電 話	(3△△9) 5△△5

一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。

申 請 欄	管 理 責 任 者	職 医 師 氏名 目黒 太郎				
	業 態 及 び 規 模	☐ 病院 ☒ 診療所（一般・歯科） ☐ 老人保健施設 ☐ 助産所 ☐ 動物診療施設 （従業員数 10 名） （病床数 3 床）				
		申請する廃棄物の種類及び日量	種 類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
			可 燃 ご み	2 k g	4 k g	6 k g
	不 燃 ご み		1 k g	1 k g	2 k g	
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	資 源	2 k g	3 k g	5 k g	
		☐ 焼却 ☐ 溶融 ☒ オートクレーブ ☐ 乾熱滅菌 ☐ 煮沸 ☐ その他感染性病原体に有効な方法（ ）				
		保管場所の有無	☒ 有 ☐ 無			
	排 出 場 所	☒ 専用の保管場所 ☐ 近所の集積所 ☐ その他（ ）				
	遵 守 事 項	☒ 東京23区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ☒ 感染性廃棄物(業者委託分)と非感染性廃棄物は区分して排出します。 ☒ 排出する感染性廃棄物（滅菌処理済）と非感染性廃棄物には識別ステッカーを貼ります。				
医師会入会の有無	☒ 有 ☐ 無					
※参 考 欄	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計	
		一般廃棄物	2 k g	3 k g	5 k g	
		産業廃棄物	3 k g	2 k g	5 k g	
	収集運搬を委託している業者名	業 者 名	〇〇運輸株式会社			
		許可番号	1234号			
	処 分 を 委 託 している業者名	業 者 名	〇〇興業株式会社			
許可番号		2345号				
備 考	※ 参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。					

廃棄物（冊子 P11参照）を区の収集に出す場合は記入してください
 換算率
 45ℓ 袋=8.5kg
 新聞雑誌
 10cm=2kg
 段ボール
 1枚=1kg
 日量（1週間分のごみ量を7日間で割り返す）

遵守するにあたりチェックを入れてください

医師会、歯科医師会、獣医師会の会員であれば「有」へチェックを入れてください

廃棄物の一部を業者委託している場合は記入してください

第3章 廃棄物の管理・保管・処分

I 事務編

1 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者 ※1
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った者 ※2

注） 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物（現像液、定着液など）を排出する場合は、②又は③の資格が必要です。

- ※ 1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
東京会場の問い合わせ先：（一社）東京都産業廃棄物協会
他県会場の問い合わせ先：（公財）日本産業廃棄物処理振興センター
- ※ 2 環境衛生指導員歴2年以上など

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

排出事業者は、責任者を設置又は変更した日から30日以内に、都知事に報告しなければなりません。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

届出様式については、東京都環境局のホームページでダウンロードすることができます。

URL：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/special_management/admini_installation

3 多量排出事業者の処理計画の作成（法第12条の2第10項、同第11項）

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である病院等（「多量排出事業者」）は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、東京都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告する必要があります。

提出及びお問い合わせ先：東京都環境局資源循環推進部計画課

電話 03-5388-3572

URL：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_processing/summary_processing

4 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底してください。

5 帳簿の記載と保存（法第12条の2第14項）

感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物を生ずる事業所又は施設内処理等で一定規模

以上の産業廃棄物処理施設（法第 15 条第 1 項）を設置する医療関係機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務付けられています。なお、運搬又は処分を委託した場合には、当該委託に係る事項は記載不要です。

○帳簿の記載事項

自ら運搬

- ① 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- ② 運搬年月日
- ③ 運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ④ 保管積替え場所ごとの搬出量

自ら処分

- ① 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- ② 処分年月日
- ③ 処分方法ごとの処分量
- ④ 処分後の持出先ごとの持出量

○帳簿の取扱い

- ① 翌月中までに記載すること
- ② 1 年間毎に綴じる
- ③ 5 年間保存する

Ⅱ 保管編

1 感染性廃棄物の保管（法第 12 条の 2 第 2 項、規則第 8 条の 13）

- ・ 周囲に囲いをする。
- ・ 保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように取扱注意の表示をする。
- ・ 感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行う。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮する。

（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください！）

- ・ 感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にする。
- ・ やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫に入れるなどする。



縦及び横それぞれ 60cm 以上の掲示板には以下のことを明示すること

- ・ 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
- ・ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ・ 管理者の氏名・名称及び連絡先
- ・ 最大保管量

注意

- ・ 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立入禁止
- ・ 許可なくして梱包容器の持ち出し禁止
- ・ 梱包容器は破損しないように慎重に取扱うこと
- ・ 梱包容器の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください

特別管理産業廃棄物管理責任者 ○○ ××

連絡先 Tel：○○-××××-□□□□

（出典）東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために

2 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの…密閉容器
- ② 固形状のもの……………丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、又は堅牢な容器
- ③ 鋭利なもの……………耐貫通性のある丈夫な容器

3 表示（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の10）

・ 感染性廃棄物

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器にはバイオハザードマークを付けてください。



- ① 液状又は泥状のもの（血液等）…………… 赤色
- ② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）… 橙色
- ③ 鋭利なもの（注射針等）…………… 黄色

・ 非感染性廃棄物

非感染性廃棄物の梱包容器には、必要に応じて「非感染性廃棄物」の識別シールを貼付してください。

非 感 染 性 廃 棄 物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

Ⅲ 処理編

1 感染性廃棄物の処理委託

第4章「契約書とマニフェスト」の記載どおり、適法な許可を有する処理業者に処理委託してください。

2 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた処理後物は、非感染性廃棄物として処理できることになります。(鋭利なものは除く)

(1) 焼却設備を用いて焼却する方法

(2) 熔融設備を用いて熔融する方法

(3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

(4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

(5) 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

（「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）」）

※施設内処理の注意点

・ 焼却又は熔融設備を用いる場合、東京都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局産業廃棄物対策課審査担当にお問い合わせください。

電話 03-5388-3587

・ 焼却又は熔融設備を用いる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。

・ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、病院や診療所の管理者の方は、緊急時対応のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

**非感染性廃棄物にして終わりではありません！
最終処分が終了するまで排出事業者は責任がかかります。次章をよくご覧になって、最終処分まできちんと確認するようにしてください。**

第4章 契約書とマニフェスト

医療関係機関等が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条第5項、法第12条の2第5項)

処理を委託する場合には、次の3点に気をつけて行ってください。

I 許可業者を選ぶ

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「**収集運搬業者**」と、それを焼却などの処理をする「**処分業者**」(処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

収集運搬業者選択のポイント

- ・ 収集運搬させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 廃棄物を排出する自治体と、持込先の自治体両方で許可を取っているか？
(通過するだけの自治体の許可は必要ありません。)

処分業者選択のポイント

- ・ 処分させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・ 中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか？

第1章Ⅲ－4で、廃棄物には「感染性廃棄物」、「非感染性廃棄物」、「その他廃棄物」の3種類があるという整理をしました(6ページ参照)。

① 感染性廃棄物

感染性廃棄物は感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分かれていますが、いずれの廃棄物についても、感染性産業廃棄物の許可業者が処理できることになっています。(法第14条の4第17項、規則第10条の20)

従って、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約するようにしてください。

② 非感染性廃棄物

非感染性廃棄物は、感染性はありませんが産業廃棄物であることには変わりませんので、該当する区分の許可業者と契約してください。(例：廃プラスチック類)

③ それ以外の廃棄物

①、②以外の廃棄物は、主に一般廃棄物になります。一般廃棄物については清掃事務所へご相談ください。

処理業者の選定方法には、以下のような方法があります。

1 ホームページで処理業者を検索する

東京都知事の許可を受けた処理業者は、産業廃棄物対策課のホームページから検索することができます。

東京都産業廃棄物処理業者検索システム

URL : https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページで全国の許可業者の検索ができます。
産廃情報ネット

URL : <http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

2 業界団体に問い合わせる

(一社) 東京都産業資源循環協会では、会員である処理業者の紹介を行っています。

電話 03-5283-5455 (代表)

URL : <http://tosankyo.or.jp>

Ⅱ 契約を書面で行う

委託する業者が決まれば、次はいよいよ契約を結ぶことになります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は、**いかなる場合においても書面**により行うことと規定されています。(令第6条の2第4号、令第6条の6第2号))

口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になる場合があります

よくあるケースで、「ついでにこれも持って行って・・・」、これが、**重大な法律違反**となってしまうのです。

それ以外に重要なポイントを下記のとおりまとめましたのでご確認ください。

(1) 必ず二者契約をする (法第12条第5項)

- ・ 収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。収集運搬業者だけと契約している場合、処分業者とは契約していないことになり、法令違反となってしまいます。
- ・ 収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、一つの契約でかまいません。

(2) 許可証の写しを添付する (規則第8条の4)

- ・ 許可証の写しにおいて、以下のことを特に確認してください。
 - ① 許可の有効期限(期限が切れていると、無許可業者に委託したことになる場合があります！)
 - ② 許可の区分・条件(感染性廃棄物の許可のない処理業者は、感染性廃棄物を扱うことができません。)
 - ③ 許可の自治体名(収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。たとえば東京都から福島県の処分場まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを添付してください。)

(3) 契約書に含めなくてはならない必要事項 (令第6条の2第4号)

- ・ 廃棄物処理法では、契約書に必ず記載しなければならない必要事項が規定されています。
- ・ 実際の契約書の内容については、東京都環境局産業廃棄物対策課のホームページにおいて、「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しておりますのでこちらをご参考にしてください。

URL : https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commition/contract_commission

(4) 契約書は5年間保存する (令第6条の2第5号、規則第8条の4の3、同第8条16の4)

- ・ 許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

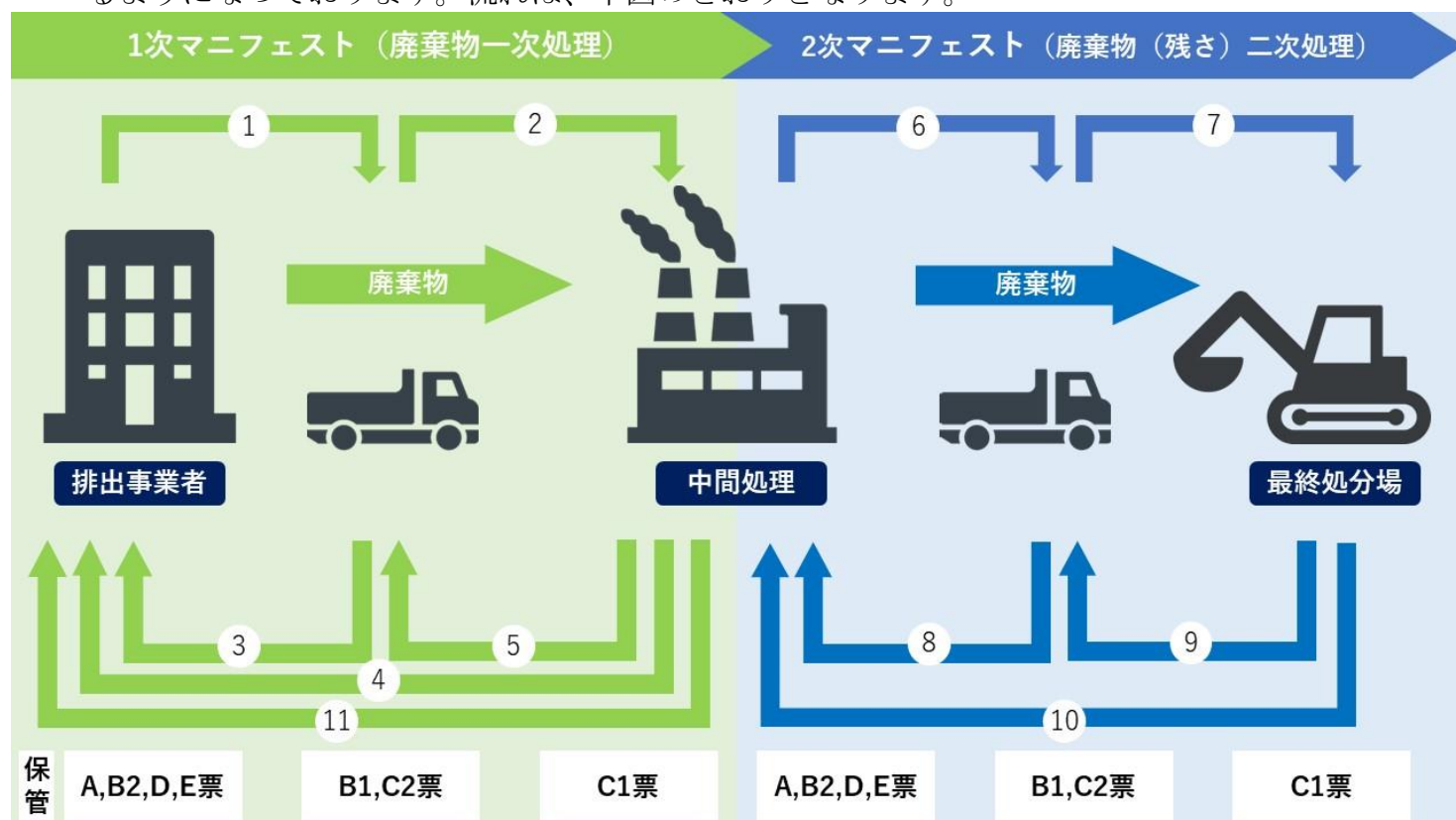
Ⅲ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する

マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけのものではなく、**排出事業者が自ら交付すること**（法第12条の3第1項）と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上で交付してください。

マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト規定事項不記載違反になる場合がありますので、ご注意ください。

1 最終処分終了まで確認する（法第12条の3第6項、規則第8条の26）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）では、最終処分の終了までが排出事業者で確認できるようになっております。流れは、下図のとおりとなります。



（矢印はマニフェストの流れ）

マニフェストは、運搬（B 2票）、中間処分（D票）、最終処分（E票）が終了するごとに、処理業者から送付されます。控えのA票と戻ってきたマニフェストにより適正処理がされたことを確認します。マニフェスト（A, B 2、D、E票）は、交付した日又は送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません。

2 マニフェストが戻ってこない場合（法第 12 条の 3 第 8 項、規則第 8 条の 29）

マニフェストが定められた期間内に戻ってこない場合や、記載もれ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都に報告してください。

《定められた期間（マニフェスト）》

	主旨	ルート	処理業者の 送付期限	排出事業者が送付を 受けるまでの期限
A	控え	排出者保管		
B 1	運搬終了	運搬業者保管		
B 2	運搬終了	運搬業者→排出者	運搬を終了した 日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物の場合は 60 日
C 1	処分終了	処分業者保管		
C 2	処分終了	処分業者→運搬業者		
D	処分終了	処分業者→排出者	処分を終了した 日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物の場合は 60 日
E	最終処分終了	処分業者→排出者	2 次マニフェスト（※）E 票の送 付を受けた日から 10 日	交付の日から 180 日

※ 2 次マニフェスト：中間処理業者が最終処分業者に処理委託する際に交付するマニフェストのこと

感染性廃棄物の場合、特別管理産業廃棄物に該当しますので、60 日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合、それから 30 日以内に東京都知事に報告（措置内容等報告書）を行わなければなりません。様式は、東京都環境局産業廃棄物対策課のホームページでダウンロードすることができます。

URL：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/itaku.html

3 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する（法第 12 条の 3 第 7 項、規則第 8 条の 27）

医療関係機関等は、事業所ごとに、前年度 1 年間に於いて交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）について、毎年 6 月 30 日までに東京都知事に報告を行わなければなりません。

東京都における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の取扱いは、東京都環境局産業廃棄物対策課のホームページで情報提供していますので、ご参照ください。

東京都環境局 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要

URL：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html

4 電子マニフェストの利用を検討してください

電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。

なお、令和2年4月1日からは、前々年度の特別管理産業廃棄物の排出量が50t以上の事業場を設定する事業者に対して電子マニフェストの使用が義務付けられました。

電子マニフェストの長所

① 事務の効率化

- ・ マニフェストの5年間保存が不要
- ・ 処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認が容易
- ・ 管理票データの加工が容易
- ・ 事務の効率化による人件費の削減

② 法令遵守

- ・ マニフェストの誤記、記載漏れを防止
- ・ 委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③ データの透明性

- ・ マニフェストの偽造を防止
- ・ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

- ・ 電子マニフェスト情報を取りまとめる情報処理センターから各行政に報告を行うため、事業者自らの提出が不要（電子マニフェストを利用しなかった処理がある場合には、該当する分について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を行政に提出する必要があります。）

電子マニフェストに対応している処分業者の検索

産廃情報ネット

URL：<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

電子マニフェストの問い合わせ先

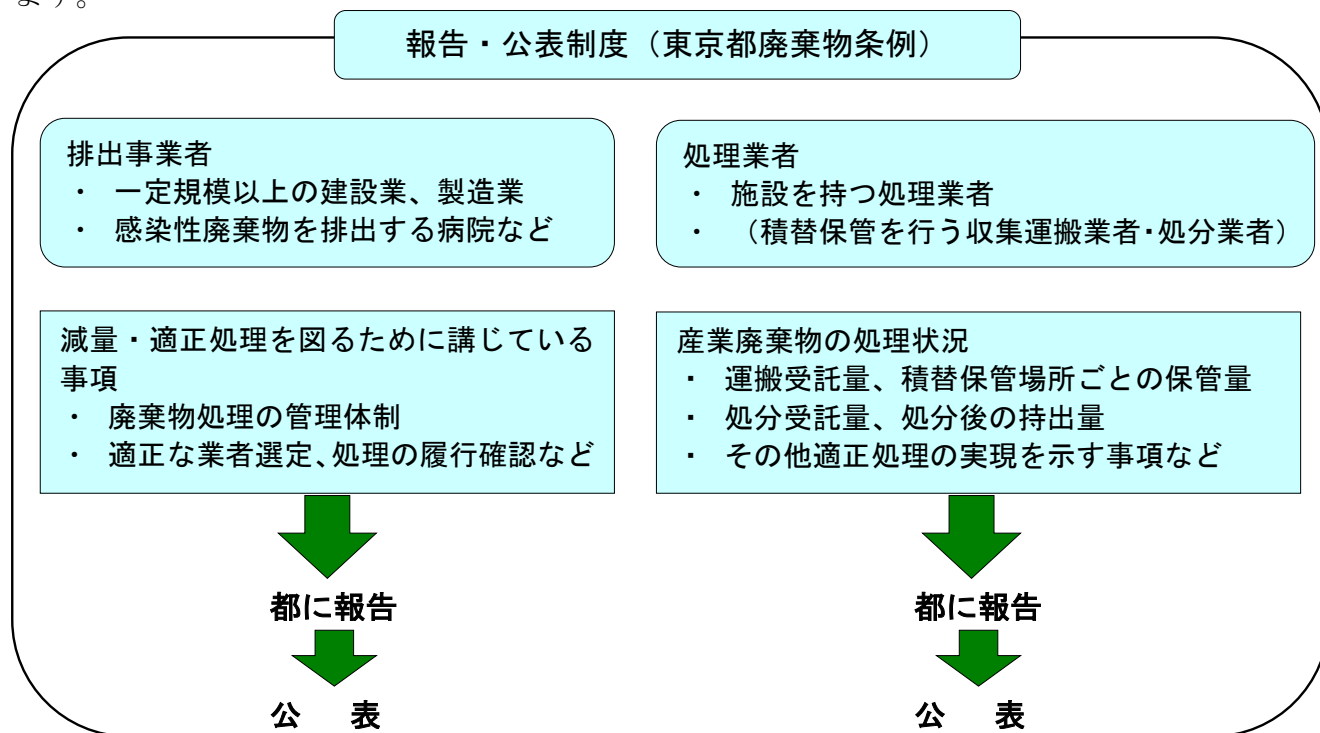
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

URL：<http://www.jwnet.or.jp/>

第5章 廃棄物をめぐる先進的取組

1 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度

平成17年3月に東京都廃棄物条例が改正され、排出事業者と処理業者の適正処理への取組の報告を受け、公表する制度が創設されました。平成17年9月より制度が実施され、東京都環境局産業廃棄物対策課のホームページにおいて、その取組内容が順次公表されています。



(1) 排出事業者

一定規模以上の建設業や製造業、細心の注意のもとに取扱われるべき感染性廃棄物や特定有害産業廃棄物を排出する病院、大学、自然科学研究所、血液センター、衛生検査所を対象とし、処理業者の選定方法や処理の履行状況確認方法、社内及び下請業者、部品納入業者等への教育など、適正処理の徹底を確保するための取組を公表しています。

医療関係機関等では、病院、血液センター、衛生検査所などを対象としています。

(2) 処理業者

中間処理施設、最終処分場及び積替保管施設を有する産業廃棄物処理業者を対象とし、月ごとの搬入・搬出実績や廃棄物の保管状況、施設の稼働状況などを公表しています。

これらの取組により、排出事業者の意識の向上が図られ、適正処理の確保に向けた取組が促進されます。

処理業者に対しては、処理の状態が公表されることにより、処理業者に対する社会的信頼性が高まるとともに、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選定できるようになります。

2 医療廃棄物の個別追跡管理システム

感染性廃棄物は、たとえ一個でも不法投棄等の不適正処理をされた場合、社会や環境に与える影響が非常に重大なものとなるため、排出事業者責任が厳しく問われます。また、現在に至るまで、数次にわたる廃棄物処理法の改正により、その責任は強化されてきました。こうした状況において、医療機関の皆さまが安心して廃棄物の処理を委託できる処理業者を選べるような基盤整備を目的として、東京都環境局では、公益財団法人東京都環境公社が管理・運営している医療廃棄物追跡管理システムの活用を推奨しています。

(1) システムの概要

本システムは、医療機関のみなさまに安心してご活用いただけるよう

①電子マニフェストの利用

②東京優良性基準適合認定業者

を組み合わせた廃棄物の適正な処理状況を追跡・管理できる仕組みになっています。

《参加状況》※令和4年12月末現在

58病院、1,063医院（診療所・クリニック）

(2) システム導入のメリット

①優良な産業廃棄物処理業者による適正処理が可能

②事務負担の軽減（帳簿の記帳、マニフェストの保管など）

③行政庁（都知事）へのマニフェスト交付状況報告を自動化

④Web上での処理状況の即時把握が可能

⑤マニフェスト記載事項の改ざん防止

⑥個別追跡管理や重量管理の組み合わせ

(3) システムを使った情報管理の流れ

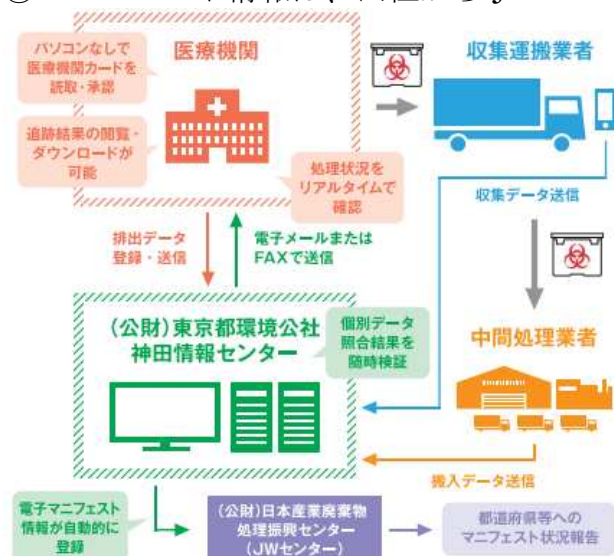
①収集運搬会社がスマートフォンを使用し、収集情報を公社情報センターに送信

②公社情報センター経由で、自動的にJWNETへ電子マニフェスト情報が登録公社にて、送信データを追跡・監視

③収集運搬会社が中間処理施設で個数を確認、搬入データを公社情報センターに送信

④公社情報センターからメール等で処理状況を通知

⑤マニフェスト情報は、公社からJWNETを通じ、自動的に行政庁（都知事）へ報告



(出典) 公益財団法人東京都環境公社
医療廃棄物追跡管理システムのご案内
より抜粋

(4) システムの利用形態

システムの利用形態は、排出量や医療機関の規模に応じて選択できます。

①電子マニフェストと優良な産業廃棄物処理業者の組合せを基本とする方式

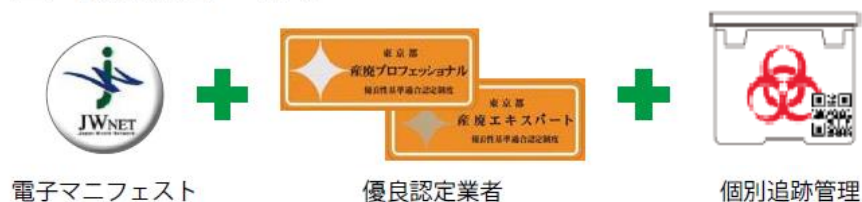
- 排出個数が少ないが、適正処理と事務の効率化を図りたい医療機関向け
(主に診療所、クリニック等へ導入)



(出典) 東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために より抜粋

② ①を原則として、オプションとしてQRコードによる個別追跡管理を組み合わせる方式

- 医療廃棄物を1個1個、個別に追跡し、より確実な適正処理を確保したい医療機関向け
(主に民間病院等へ導入)



(出典) 東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために より抜粋

③ ②の個別追跡に加えて電子秤による1個あたりの重量管理を組み合わせる方式

- 個別追跡管理に重量管理も含めて、より確実な適正処理を確保したい医療機関向け
(主に都立病院等へ導入)



(出典) 東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために より抜粋

医療廃棄物追跡管理システムの問い合わせ先
(公財)東京都環境公社
03-5296-7754
URL: <https://www.tokyokankyo.jp/fdm/>

感染性廃棄物を適正に処理するために〔令和 6 年度版〕

令和 7 年 3 月発行

発 行：目黒区

編 集：目黒区清掃事務所

〒152-0002

目黒区目黒本町 2 丁目 13 番 19 号

電 話：03-3719-5345

印刷所：野崎印刷紙器株式会社